

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 東京都立墨東病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託……（病院経営本部経営企画部総務課）…二
- 保安林の皆伐面積の限度……（産業労働局農林水産部森林課）…二

公告

- 都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……（総務局行政部振興企画課）…三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……（同）…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一）件……（産業労働局商工部地域産業振興課）…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（同）…〇

告示

●東京都告示第十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年二月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時 平成二十八年二月九日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 有限会社ツバサホーム
- (二) 代表者氏名 取締役 河西 真人
- (三) 主たる事務所の所在地 杉並区天沼三丁目三十一番三十五号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八〇四二五号
- (五) 免許年月日 平成二十四年一月二十五日

●東京都告示第十七号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

東京都知事 外 添 要 一
指定する区域
区市
世田谷区 経堂二丁目、経堂三丁目及び宮坂三丁目各区内
附則

この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

●東京都告示第十八号

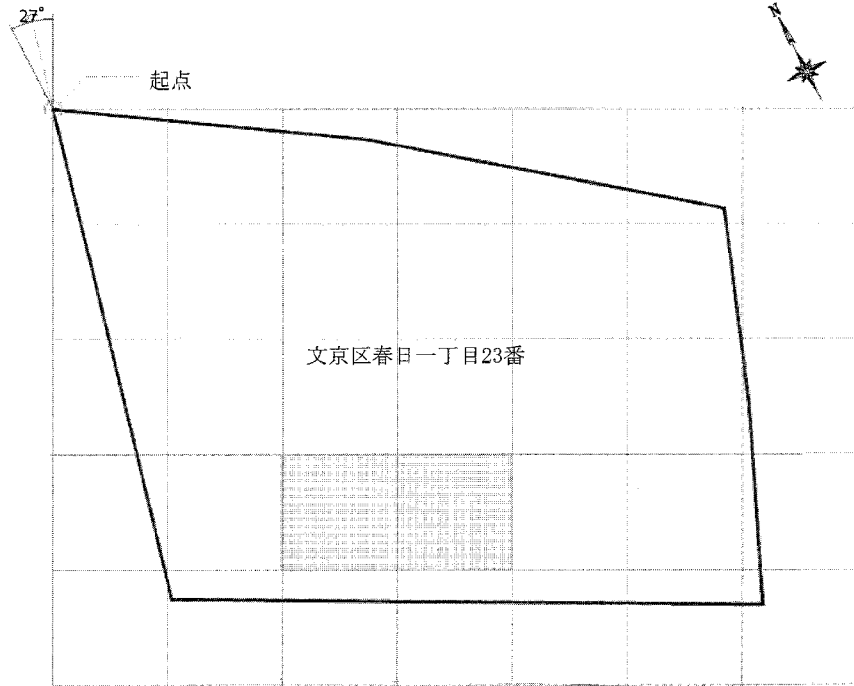
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区春日一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 勘地境界線
- 単位区画線
- 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、文京区春日一丁目23番の最北端とする。

【格子の回転角度】 (27度)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十九号

東京都立病院条例 (昭和三十六年東京都条例第十三号) 第三条第六項に規定する東京都立墨東病院の病児保育事業を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令 (昭和二十七年政令第四百三号) 第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月一日

東京都知事 外 添 要 一

| | | | |
|---------|------|------|------|
| 委託した相手方 | 委託期間 | 委託時間 | 委託場所 |
|---------|------|------|------|

| | | | |
|-----------------------------|------------------------|--|---------------|
| 株式会社サクセミアカデミ | 平成二十八年二月一日から同年三月三十一日まで | 月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。) | 東京都立墨東病院保育棟二階 |
| 品川区西五反田一丁目一番八号 大手町建物五反田ビル七階 | | | |

●東京都告示第百二十号

森林法施行令 (昭和二十六年政令第百七十六号) 第四条の二第三項の規定により、平成二十八年年度に伐採することができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成二十八年二月一日

東京都知事 外 添 要 一

| 保安林の種類 | 単位 | 同一単位とされる区域 | 皆伐面積の限度(ヘクタール) |
|-----------|-------|----------------------------|----------------|
| 保安林 | 区域 | 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 | 六一七・九七 |
| 水源かん養保安林 | 多摩川 | あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 | 二七三・七〇 |
| | 秋川 | 八王子市の区域 | 八三・二二 |
| | 計 | | 九七四・八九 |
| 土砂流出防備保安林 | 多摩川 | 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 | 五〇・八五 |
| | 秋川 | あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 | 一七・〇八 |
| | 計 | | 六七・九三 |
| 干害防備保安林 | 浅川 | 八王子市及び町田市の区域 | 一〇・〇五 |
| | 大島 | 神津島村の区域 | 〇・五〇 |
| | 八丈島 | 八丈町の区域 | 八一・五四 |
| | 計 | | 一六〇・〇二 |
| | 秋川 | 西多摩郡檜原村の区域 | 〇・七八 |
| | 大島 | 大島町の区域 | 一・八六 |
| | 八丈島 | 八丈町の区域 | 〇・四〇 |
| | 小笠原諸島 | 小笠原村の区域 | 八六・八八 |
| | 計 | | 八九・九二 |
| 保健保安林 | 多摩川 | 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 | 一六・三八 |
| | 秋川 | あきる野市並びに西多摩郡日の出町 | 二〇・四〇 |

公 告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例(平成十九年東京都条例第八十八号)第七条の規定に基づき、平成二十六年十月から平成二十七年九月までの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

平成二十八年二月一日

東京都知事 外 添 要 一

| 区域 | 及び同郡檜原村の区域 | 面積(ヘクタール) |
|-------|--------------|-----------|
| 浅川 | 八王子市及び町田市の区域 | 一〇・五二 |
| 小笠原諸島 | 小笠原村の区域 | 一九六・〇〇 |
| 計 | | 二四三・三〇 |

都道府県知事保存本人確認情報の利用

| 事務 | 利用年月 | 利用件数 |
|---|--|-------------------------------------|
| 東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第百一号)による年金である給付の支給に関する事務 | 平成二十六年 十月 十一月 十二月 | 二 一〇八 一〇五 |
| 雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和三十年東京都条例第一号)による年金である給付の支給に関する事務 | 平成二十六年 十一月 十二月 | 一七 一七 |
| 東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)又は東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)による都税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務 | 平成二十六年 十月 十一月 十二月 平成二十七年 一月 | 五、四四七 五七〇、三四七 七、二二二 一七、〇六六 |

| | | |
|--|--|--|
| 東京都都税条例による過料の処分又は徴収に関する事務 | 平成二十六年 九月 十月 十一月 十二月 平成二十七年 一月 二月 | 八、一三一 五三八、九六七 三三四、五一九 三〇〇、九五七 三六五、〇二八 三八四、六八九 三一四、九一八 三六四、二五三 |
| 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による同法第二十条の四の嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務 | 平成二十七年 九月 十月 十一月 十二月 平成二十七年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 | 一 三三 二 二六九 一七〇 四七 一七〇 |
| 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)による公害防止管理者となることができる者の登録に関する事務 | 平成二十七年 九月 十月 十一月 十二月 平成二十七年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 | 一 三三 二 二六九 一七〇 四七 一七〇 |

| | | |
|--|--|---|
| 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務 | 平成二十六年 十月 十一月 十二月 平成二十七年 八月 | 三 一 一 三 |
| 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務 | 平成二十六年 十月 | 六 |
| 東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成二十五年東京都条例第六十八号)による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例(平成四年東京都条例第四十一号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務 | 平成二十六年 十一月 平成二十七年 二月 七月 | 三 三 四 |
| 東京都交通事故被災世帯生活つなぎ資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務 | 平成二十六年 十月 平成二十七年 七月 | 二 二 一 |
| 戦没者遺族等奨学資金貸付条例(昭和二十七年東京都条例第二十八号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務 | 平成二十六年 十月 十一月 十二月 平成二十七年 一月 三月 五月 六月 七月 | 二 九 八 三 六 一 三 七 七 |

| | | | | | | |
|--------------------------|----|------|------|---|--|--|
| 区市町村長 提供を受ける区市町村の執行機関 | 事務 | 提供年月 | 提供件数 | 東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)による料金の徴収に関する事務 | 平成二十六年 九月 十月 十一月 十二月 | 二、〇五三 一、九三五 一、六二九 |
| | | | | 東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第二百一十一号)による貸付けに関する事務 | 平成二十七年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 | 五 一 二 一 一 二 二 一 一 一 |

二 東京都の区市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供

| | |
|--|---|
| | <p>村の条例による特別区税及び市町村税(これらと併せて賦課徴収する個人の都民税を含む。)並びにそれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務</p> |
| | <p>三月</p> |
| | <p>一</p> |

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なみき福祉会

三 代表者の氏名

深谷 誠

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市緑町九百三十五番地十五

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民に対して、地域に根ざし、心をこめた助け合い、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、介護ボランティアの紹介などに関する事業を行い、地域の人々が気軽に集える場作り等を実施することにより、全ての人々がすこやかに暮らせる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

| | | |
|---|--|--|
| <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人南葛スポーツクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 及川 達也</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都葛飾区立石一丁目二十二番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対し、サッカーのクラブチーム、スクールの運営及び指導者の養成等を行い、スポーツを通じた健全な心身の育成に努めるとともに、スポーツ施設を維持するための清掃や管理等によるスポーツ環境の整備を図ることにより、サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フードコミュニティ黒</p> <p>三 代表者の氏名 渥美 昭美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区中央町二丁目三十二番五号 スマイルプラザ中央町</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者を対象に「障害者の日常生活</p> | <p>及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)による新たな需要の対応として自立と社会参加の推進を踏まえ知的障害の人達のための就職支援、地域生活支援、自立支援などに関する事業を行い、もって知的障害のある方々の福祉の増進に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域総合スポーツ倶楽部・ピポットフット</p> <p>三 代表者の氏名 栗田 健秀</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区中馬込一丁目一番十七ー五〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、バスケットボールを中心にスポーツの振興を通して、地域社会の活性化と子供から大人までを対象に「やって、見て、参加して」楽しめる生涯スポーツを提案し、家族の絆回復や青少年への情操教育と健全育成、および健康増進や健康管理としての予防医学・栄養学等の普及を積極的に取り入れて、元気で健康な連帯感あふれる「町づくり」「地域のコミュニティづくり」と、そして「心豊かな人間づくり」「家庭づくり」に貢献するとともに、文武両道を目指し勉学及び文化活動を通して、スポーツ文化の定着を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> |
| <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人家庭環境の会</p> <p>三 代表者の氏名 石原 宏明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区茅場町一丁目一番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子育てを行っている家庭を中心に、主に住宅に関する事業を行い広く社会に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ViVa国際看護・介護協会</p> <p>三 代表者の氏名 戸倉 容子</p> | <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年二月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> |

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前三丁目三十八番十一号 原宿ロイヤルビル三B

五 定款に記載された目的

この法人は、わが国の看護・介護職不足を解消するために外国人の看護・介護職希望者に対し、現地での教育、日本での継続教育、雇用先支援を一貫して行うとともに世界に日本の質の高い教育プログラムを紹介し、世界規模での看護・介護の質の向上とスピーディな対応を可能にすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジヨガールサッカークラブ

三 代表者の氏名

櫻井 章也

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住東二丁目七番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人はサッカー及びスポーツを通じて青少年の健全な心身の発育・育成に関する事業を行い、広くサッカー及びスポーツ振興・発達・発展・交流及び青少年の健全育成を行う事により地域の活性化に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人BASECAMP

三 代表者の氏名

今村 順一

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区碑文谷三丁目十六番二十二号 Trifolia三〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、非営利・営利組織に関わらず、人事・経理・総務・法務・情報管理等の間接業務を担い、組織内の間接業務にかかる時間を縮減させるとともに、組織・事業運営に関する研修等を通して人材育成に寄与することにより、組織全体の能力や基礎体力を形成し、向上・構築させていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自分らしさ

三 代表者の氏名

谷口 実織

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区南久が原二丁目二番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者(児)並びに高齢者に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の利益の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与

していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はぴシェア

三 代表者の氏名

秋田 文子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号 新宿センタービル四六階 株式会社エイジェック内

五 定款に記載された目的

この法人は、活動地域における主としてひとり親家庭の母並びにその子どもに対して、自主的な支援活動を通じて、相談、就労支援、講演・講座・セミナー企画・運営、相互支援、交流、情報発信に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいになり、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 アスタ

二 店舗所在地 西東京市田無町二丁目一番一号

三 設置者名 株式会社アスタ西東京ほか四十六名

四 設置者住所 西東京市田無町二丁目一番一号ほか

五 変更を行った設置者名 株式会社アスタ西東京ほか二名

六 変更前の設置者住所 国分寺市本町二丁目二番六号(株式会社丸八商事)

七 変更後の設置者住所 国分寺市本町三丁目十番二十二号(株式会社丸八商事)

八 変更前の設置者の代表者名 古島 立(株式会社アスタ西東京)ほか

九 変更後の設置者の代表者名 坂井 明成(株式会社アスタ西東京)ほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか五十二名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか五十二名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三名

売業者の氏名又は名称

十三 変更前の小売業者の代表者名

十四 変更後の小売業者の代表者名

十五 変更日

十六 届出日

十七 縦覧場所

十八 縦覧期間

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ニュウマン新宿

二 店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号(仮称)新宿駅新南口ビル

五 変更前の店舗名 ニュウマン新宿

六 変更後の店舗名 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十四番地

七 変更前の店舗所在地 ほか

八 変更後の店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号

九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモローランドほか三

の氏名又は名称

十一 変更日 平成二十八年三月二十五日ほか

十二 届出日 平成二十八年一月六日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十八年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 トーヨーショッピングセンター

二 店舗所在地 目黒区碑文谷四丁目一番一号

三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号

五 変更前の設置者の代表者名 野中 隆史

六 変更後の設置者の代表者名 中野 武夫

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか九名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか七名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか一名

十 変更前の小売業者の代表者名 桑原 道夫(株式会社ダイエー)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 近澤 靖英(株式会社ダイエー)ほか

| | | |
|--|---|--|
| <p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> | <p>十三 縦覧期間 平成二十八年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>目一番一号</p> |
| <p>十三 届出日 平成二十八年一月十二日</p> | <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>目一番一号</p> |
| <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 平成二十八年二月一日</p> | <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 九十七台</p> |
| <p>十五 縦覧期間 平成二十八年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 平成二十八年二月一日</p> | <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六十五台</p> |
| <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 平成二十八年二月一日</p> | <p>七 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 店舗東側ほか</p> |
| <p>一 店舗名 ノジマNEW青梅店</p> | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十八年二月一日</p> | <p>八 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗東側ほか</p> |
| <p>二 店舗所在地 青梅市今寺五丁目一番地一ほか</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>九 変更日 平成二十八年九月二十一日ほか</p> |
| <p>三 設置者名 株式会社ノジマ</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>十 届出日 平成二十八年一月二十日</p> |
| <p>四 設置者住所 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> |
| <p>五 変更前の設置者住所 神奈川県相模原市横山一丁目一番一号</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>十二 縦覧期間 平成二十八年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> |
| <p>六 変更後の設置者住所 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> |
| <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ノジマ</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> |
| <p>八 変更前の小売業者の住所 神奈川県相模原市横山一丁目一番一号</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> |
| <p>九 変更後の小売業者の住所 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> |
| <p>十 変更日 平成二十二年四月一日</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> |
| <p>十一 届出日 平成二十八年一月二十日</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> |
| <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 平成二十八年二月一日</p> | <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|------|---------------|--------------|----------------------|---|---|---|
| 一 店舗名 (仮称) BMW LHNLPプロジェクト | 二 店舗所在地 江東区青海二丁目七十九番十二号 | 三 設置者名 ビー・エム・ダブリュー株式会社 | 四 意見 | ア 聴取者 江東区長 | イ 概要 意見なし | ウ 収受日 平成二十八年一月十五日 | 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) | 六 縦覧期間 平成二十八年二月一日から同年三月一日 まで。ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号)に定め る休日を除く。 | 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001